



～令和元年台風第19号関連事業～

# 「令和元年台風第19号による災害」に係る 観光施設再生支援事業補助金



宮城県では、令和元年台風第19号により被災された観光事業者の皆様の再建・復旧を支援するために事業化しました「観光施設再生支援事業補助金」の募集を行います。

## 補助対象者

令和元年台風第19号により被災した宮城県内の下記の観光施設・設備を再建・復旧する中小企業者等 ※ 民間の方で、個人、法人の別は問いません。

- ①ホテル、旅館、簡易宿所営業及び下宿営業の施設
- ②知事が特に認める観光集客施設（お問い合わせください）

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号の営業に供する施設及びそれに類するものと知事が認める施設を除きます。

※ 過去に、同趣旨の県補助金を受けている場合には、申請できません。

※ 補助対象要件の詳細について、必ず要綱・取扱要領を御確認ください。

## 補助対象経費

施設設備の修繕・修理、建替、入替に要する経費、再建・復旧のため必要な解体経費など

## 補助率

補助対象経費の 1/2 以内

補助金対象経費の対象範囲は、被災前の施設・設備の種別・規模等を原則としますので、種別の変更や規模の拡大等については、原則、補助金の対象となりません。

## 補助限度額

[上限] 1,000万円, [下限] 100万円

補助対象経費が消費税抜きで200万円を下回った場合、補助の対象となりません。

※ 補助対象経費につきましては、補助事業者を契約者とする保険・共済又は移転補償により令和元年台風第19号による災害を事由として支払われた保険金（共済金・給付金を含む）又は移転補償費の額を控除した額となります。

## ●募集期間

令和2年1月10日（金）～2月19日（水）

※一次締め切り：1月28日（火） 二次締め切り：2月19日（水）

午前9時～午後5時まで（土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く）

## ●申請先

- ・宮城県観光課
- ・各地方振興事務所、地域事務所（地方振興部）
- ・郵送での申請も受付します。（郵送の場合は観光課宛て）

●様式及び必要な書類等は、観光課ホームページでダウンロード及び確認ができます。様式は各申請先でも配布いたします。

【観光課ホームページ】

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankou/>

**お問合せ先** 宮城県経済商工観光部 観光課 観光企画班

電話：022-211-2823 / FAX：022-211-2829 / e-mail：kankou@pref.miyagi.lg.jp

## 申請から交付までの流れ

- 補助金交付申請  
↓  
申請内容審査  
↓  
交付決定の可否通知  
↓  
○ 施設・設備の  
復旧後実績報告  
↓  
実績報告審査・  
完了検査  
↓  
補助金確定通知  
↓  
補助金交付

※○印が申請者が行うもの

※裏面も御覧下さい

申請要件

- ① 宮城県暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等は、補助金の交付申請をすることができません。
- ② 県税に未納がある事業者等は、補助金の交付申請をすることができません。
- ③ 次の事業を利用されていない方
  - ・ 「令和元年台風第19号による災害」に係る中小企業等グループ施設等復旧整備補助
  - ・ 県が実施する令和元年台風第19号における施設設備関連の復旧等の補助事業
  - ・ 既に本補助事業の交付決定を受けている方 等

補助対象経費

下記の経費が対象となりますが、いずれも再建・復旧する場合に限りです。

- ① 被災した施設及び設備の解体撤去に要する経費
- ② 被災した施設の修復及び建替に要する経費
- ③ 被災した設備の修繕又は入替に要する経費
- ④ 施設及び設備に付帯する工事に要する経費
- ⑤ 診断・調査後に工事を行う場合の耐震診断・地盤調査に係る経費
- ⑥ 土地復旧費
- その他
  - ・ 他の事業者に貸与することを目的とする施設及び設備は除きます。
  - ・ 対象となる施設が複数ある場合、対象経費の合算を可とします。
  - ・ 土地の取得に係る経費は除きます。
  - ・ 住宅と事業用建物が一体となっている中小企業者にあつては、事業用部分に係る額（全体の経費に、建物の延床面積に占める事業用部分に床面積の割合を乗じて得られた額）とします。
  - ・ 「設備」については、資産として計上する建物附帯設備及び単価10万円以上のものを補助対象とします。
  - ・ 補助金の対象範囲は、被災前の当該施設・設備の種別・規模等を原則とします。ただし、知事が必要と認める場合はこの限りではありません。

申請書提出先

<観光課 観光企画班> 〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁14階 電話 022-211-2823	<大河原地方振興事務所 地方振興部> 〒989-1243 柴田郡大河原町字南129番1号 大河原合同庁舎 電話 0224-53-3182
<仙台地方振興事務所 地方振興部> 〒981-8505 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号 仙台合同庁舎 電話 022-275-9140	<北部地方振興事務所 地方振興部> 〒989-6117 大崎市古川旭4丁目1番1号 大崎合同庁舎 電話 0229-91-0763
<北部地方振興事務所栗原地域事務所 地方振興部> 〒987-2251 栗原市築館藤木5番1号 栗原合同庁舎 電話 0228-22-2195	<東部地方振興事務所登米地域事務所 地方振興部> 〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150番5号 登米合同庁舎 電話 0220-22-6123
<東部地方振興事務所 地方振興部> 〒986-0850 石巻市あゆみ野5丁目7番地 石巻合同庁舎 電話 0225-05-1414	<気仙沼地方振興事務所 地方振興部> 〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47番6号 気仙沼合同庁舎 電話 0226-24-2593